

豊田市水道工事分担金要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 配水管布設工事分担金
 - 第1節 給水分担金工事（第3条～第6条）
 - 第2節 承認分担金工事（第7条～第11条）
 - 第3節 受託分担金工事（第12条～第17条）
- 第3章 施設移転改良工事分担金（第18条～第22条）
- 第4章 施設破損復旧工事分担金（第23条～第27条）
- 第5章 事故分担金（第28条～第29条）
- 第6章 雑則（第30条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市水道工事分担金条例（昭和46年条例第1号。以下「条例」という。）及び豊田市水道工事分担金規程（昭和46年水道局管理規程第1号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（工事分担金の区分）

第2条 この要綱に定める工事分担金の区分は、次のとおりとする。

- （1）配水管布設工事分担金
- （2）施設移転改良工事分担金（公道内給水装置を含む。）
- （3）施設破損復旧工事分担金（公道内給水装置を含む。）
- （4）事故分担金

第2章 配水管布設工事分担金

第1節 給水分担金工事

（適用範囲）

第3条 この節の規定は、給水の目的により公道内に配水管を布設する水道工事に適用する。ただし、給水管の取り出し口径が30ミリメートルを超えるもの、又は同一申請者で2か所以上取り出すものは除外する。

（工事の申込み）

第4条 前条の工事を申し込む者（以下この節において「申込者」という。）は、配水管布設工事申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 豊田市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道局管理規程第1号）第2条第1項の給水装置工事承認申請書についても、同時に提出するものとする。

(給水分担金の額)

第5条 給水分担金の額は、条例第2条第2号イの規定により、公道内にあって既設配水管より100メートルを超えた地点から、当該申請地に給水管を取り出す地点までの延長に、給水分担金単価を乗じて得た給水分担金累計額とする。なお、給水分担金単価とは、別に定めた布設する配水管と分岐する給水管との断面割合及び道路の構造等により算出するものとする。

2 前項の給水分担金単価については、毎年改めるものとする。

(決定の通知)

第6条 第4条第1項の規定により工事の申し込みを受けたときは、前条第1項の規定により分担金の額を決定し、工事施工決定通知書（様式第2号）に、上下水道局発行の納入通知書を添付して申込者に送付するものとする。

第2節 承認分担金工事

(適用範囲)

第7条 この節の規定は、宅地開発事業の目的により配水管を布設する水道工事のうち次に掲げる工事に適用する。

- (1) 公道内の本管から分岐し、公道を横断して事業区域内に配水管を布設する工事
- (2) 事業区域外において既設配水管に単独で消火栓を設置する工事

(工事の申込み)

第8条 前条の工事を申し込む者（以下この節において「申込者」という。）は、配水管布設工事申込書（様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添付して提出するものとする。

2 豊田市水道事業給水条例施行規程第2条第1項の給水装置工事承認申請書についても、速やかに提出するものとする。

(承認分担金の額)

第9条 承認分担金の額は、配水管の布設延長及び単独の消火栓設置数に、別に定めた事務監督単価を乗じて得た事務監督累計額とする。

2 前項の事務監督単価については、毎年改めるものとする。

(決定の通知)

第10条 第8条第1項の規定により工事の申し込みを受けたときは、工事の施工の可否を決定し、工事施工決定通知書（様式第2号）に、上下水道局発行の納入通知書を添付して申込者に送付するものとする。

(工事の施工)

第11条 工事の施工は申込者が行うものとし、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事の施工については、上下水道局発注による配水管布設工事（布設替えを含む。）の施工実績を

有する、豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者に依頼する。ただし、事業管理者が認めた場合には、施工実績を有しない豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者に依頼することができる。

- (2) 工事（給水管の取り出し工事を含む。）の設計については、上下水道局と詳細を協議する。配水管の布設場所は、事業完了後直ちに市に寄附される場所とする。
- (3) 工事に着手する前に、現場代理人・主任技術者届（様式第9号）及び工程表を提出する。
- (4) 工事は、愛知県工事標準仕様書及び豊田市上下水道局「水道管工事標準仕様書」等に準じて施工する。
- (5) 工事期間を変更する場合には、速やかに工事期間変更届（様式第10号）を提出する。
- (6) 工事が完成したときは、速やかに工事完成届（様式第11号）に別表第2に掲げる書類を添付して提出する。
- (7) 完成検査の合格通知を受理したときは、速やかに水道施設寄附採納届（様式第12号）を提出し寄附を行うものとする。

第3節 受託分担金工事

（適用範囲）

第12条 この節の規定は、宅地開発事業、土地区画整理事業、公共事業等の目的により配水管を布設する水道工事のうち次に掲げる工事に適用する。

- (1) 宅地開発事業で、事業区域に分岐するまでの公道内に配水管を布設する工事（布設替えを含む。）
- (2) 土地区画整理事業、公共事業等における配水管を布設する工事
- (3) 第3条及び第7条の規定に該当しない工事

（工事の申込み）

第13条 前条の工事を申し込む者（以下この節において「申込者」という。）は、配水管布設工事申込書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 前条第2号に該当する場合のうち、申込者が豊田市である場合は必要事項を協議するものとし、それ以外である場合は原則として別に協定を結ぶものとする。
- 3 豊田市水道事業給水条例施行規程第2条第1項の給水装置工事承認申請書についても、速やかに提出するものとする。

（受託分担金の額）

第14条 受託分担金の額は、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 条例第2条第2号イの規定により、公道内にあって既設配水管より100メートルを超えて配水管を布設する工事については、配水管布設の超過延長分に要する総工事費に消費税と事務費を加えた額とする。
- (2) 前号の規定によるもののうち、公共的機関からの申し込み工事、又は市街化調整区域内において口径75ミリメートル以上の配水管を布設する工事については、配水管布設の全延長分に要する総工事費に消費税と事務費を加えた額とする。

（決定の通知）

第15条 第13条第1項の規定により工事の申し込みを受けたときは、工事の施工の可否を決定し、工事施工決定通知書（様式第2号）に、上下水道局発行の納入通知書を添付して申込者に送付するものとする。

（工事の施工）

第16条 工事の施工は上下水道局が行うものとし、申込者は上下水道局と十分な協議を行うものとする。

（総工事費）

第17条 規程第3条第2項に規定する別表中の総工事費の対象額には、設計委託費及び水道用地費を含むものとする。

第3章 施設移転改良工事分担金

（適用範囲）

第18条 この章の規定は、既設配水管等を移転し、又は改良する水道工事に適用する。

（工事の申込み）

第19条 前条の工事を申し込む者（以下この章において「申込者」という。）は、施設移転改良工事申込書（様式第4号）を提出するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができるものとする。

（施設移転改良工事分担金の額）

第20条 施設移転改良工事分担金の額は、総工事費に消費税と事務費を加えた額とする。

2 前項の規定に関わらず、既設管を撤去等する場合には、対象延長に別に定めた償却単価を乗じて得た償却累計額を減じた額とする。ただし、施設の償却単価が算定できない場合はこの限りでない。

3 前項の償却単価については、毎年改めるものとする。

4 第1項の規定に関わらず、既設管と新設管で管種や口径が異なる場合には、それぞれ次に掲げるとおり総工事費を更正するものとする。

（1）管種が変更となる場合には、口径別に対象となるそれぞれの延長に、別に定めた材料費の差額を乗じて得た額の累計額を減じた額とする。

総工事費 - { (差額 × 対象布設延長) の累計額 }

（2）口径が増径変更となる場合には、口径別に対象となるそれぞれの延長に要する対象工事費に、別に定めた口径別の係数の比率を乗じて得た額の累計額とする。

{ 対象工事費 × $\frac{\text{既設管口径の係数}}{\text{新設管口径の係数}}$ } の累計額

（3）前2号が同時となる場合には、口径別に対象となるそれぞれの延長について、第1号にて更正した額に、第2号における係数の比率を乗じて得た額の累計額とする。

（4）第1号の材料費の差額及び第2号の口径別の係数については、毎年改めるものとする。

5 事業管理者が認めた場合には、この条の規定に関わらず、申込者が定める基準により算出した額とすることができる。

(決定の通知)

第21条 第19条の規定により工事の申し込みを受けたときは、工事の施工の可否を決定し、工事施工決定通知書(様式第2号)を申込者に送付するものとする。

2 緊急を要する場合は、修繕移設作業伝票(様式第6号)により速やかに工事を施工するとともに、修繕移設施工通知書(様式第5号)を申込者に送付するものとする。

(総工事費)

第22条 規程第3条第2項に規定する別表中の総工事費の対象額には、設計委託費及び水道用地費を含むものとする。

第4章 施設破損復旧工事分担金

(適用範囲)

第23条 この章の規定は、既設配水管等の破損を復旧する水道工事に適用する。

(工事の申込み)

第24条 前条の工事を申し込む者(以下この章において「申込者」という。)は、施設破損復旧工事申込書(様式第7号)を提出するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができるものとする。

(施設破損復旧工事分担金の額)

第25条 施設破損復旧工事分担金の額は、総工事費に消費税と事務費を加えた額とする。

2 前項の総工事費の材料費、工事費及び諸掛費については、毎年改めるものとする。

(決定の通知)

第26条 第24条の規定により工事の申し込みを受けたときは、工事の施工の可否を決定し、工事施工決定通知書(様式第2号)を申込者に送付するものとする。

2 緊急を要する場合は、修繕移設作業伝票(様式第6号)により速やかに工事を施工するとともに、修繕移設施工通知書(様式第5号)を申込者に送付するものとする。

(総工事費)

第27条 規程第3条第2項に規定する別表中の総工事費の対象額には、設計委託費及び水道用地費を含むものとする。

第5章 事故分担金

(適用範囲)

第28条 規程第4条第1項に規定する事故分担金徴収の対象となる給水上重大な支障となる施設の破

損とは、復旧に上下水道局災害対応レベル表のレベル3（複数班対応）の体制が必要となる場合とする。

（事故分担金の額）

第29条 事故分担金の額は、規程第4条第2項に定める実質損害額として、次により算出した額の合計額とする。

- （1）損失水量による損害額は、施設の破損及び洗管作業等により損失した水量を配水量集計表等から算出し、給水原価の最近値を乗じた額とする。
- （2）減収となった料金収入額は、濁水解消のため、各家庭の給水栓等で放水した水量を料金徴収担当課が認定し、検針水量から認定した水量を減じて算出した上下水道料金と、認定した水量を減ずる前の検針水量で算出した上下水道料金との差額の合計額とする。
- （3）職員人件費は、破損復旧作業により発生した職員の時間外勤務手当及び特殊勤務手当として人事課が決定した額の合計額とする。

第6章 雑則

（委任）

第30条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事業管理者が別に定める。

（様式）

第31条 条例、規程及びこの要綱の施行に必要な書類は、次に定めるところにより作成しなければならない。

- （1）配水管布設工事申込書 様式第1号
- （2）工事施工決定通知書 様式第2号
- （3）工事費精算通知書 様式第3号
- （4）施設移転改良工事申込書 様式第4号
- （5）修繕移設施工通知書 様式第5号
- （6）修繕移設作業伝票 様式第6号
- （7）施設破損復旧工事申込書 様式第7号
- （8）分担金還付請求書 様式第8号
- （9）現場代理人・主任技術者届 様式第9号
- （10）工事期間変更届 様式第10号
- （11）工事完成届 様式第11号
- （12）水道施設寄附採納届 様式第12号

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成11年3月31日までに受理した工事の申込み及び協定したものは、なお従前の例による。

（藤岡町の編入に伴う経過措置）

3 編入前の西加茂郡藤岡町の区域における工事に係る工事分担金については、編入の日から平成18年3月31日までの間は、この要綱の規定にかかわらず、藤岡町工事分担金徴収要綱（平成10年藤岡町要綱第1号）の例による。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

配水管布設工事申込書に添付する書類

名 称	縮 尺	部 数
位置図	1/1,000~1/10,000	1
配水管布設平面図	1/500~1/1,000	1
道路横断図	1/100~1/200	1
配管詳細図		1
開発行為許可書（写）		1
公図（写）		1
その他必要な書類		1

別表第2（第11条関係）

工事完成届に添付する書類

名 称	縮 尺	部 数
位置図（竣工図）	1/1,000~1/10,000	2
配水管布設平面図（竣工図）	1/500~1/1,000	2
道路横断図（竣工図）	1/100~1/200	2
配管詳細図（竣工図）		2
オフセット図（竣工図）		2
工事写真		1
その他完成検査書類	仕様書に準ずる	1